

東日本大震災に関する県の震災対策の検証・点検について

- 基本方針
東日本大震災により明らかになった諸課題を洗い出し、岐阜県で大規模震災が発生した場合を想定し、防災体制の基本計画である「岐阜県地域防災計画」及び「岐阜県地震防災行動計画」の両計画、並びに「地震災害医療計画」などの防災関連計画が適切であるか総点検を行う。
- 検証・点検の実施（検証委員会）
新たに設置する「震災対策検証委員会」で審議の上、各計画の改善案を報告書として作成し、知事に報告する。

・震災対策検証委員会の構成

- ① 構成員：34名
- ② 委員長：委員から互選
- ③ 業務：・委員会全体のとりまとめと報告書の作成
・「岐阜県地域防災計画」及び「岐阜県地震防災行動計画」等の検証・点検
- ④ 関係部：関係部は委員会(又は分科会)において、事務局の位置づけで参画する。

- 分科会の設置
主要な防災関係計画である、「岐阜県災害医療計画」「岐阜県災害時広域受援計画」「岐阜県耐震改修促進計画」の検証・点検及び専門的な知識が必要となるテーマ(原子力等)については関係部局と連携し、分科会を置き、検討にあたる。
- テーマとスケジュール
・テーマについては5月中に委員会において検討課題を概ね決定する。
(検証の過程で追加修正)
・検証委員会は月1回程度開催する。

5月	5/18(水) 地震防災フォーラム(検証のキックオフ) 5/18(水) 第1回委員会(委員長、副委員長、各分科会の座長選任、スケジュールの確認等) 5/25(水) 第2回委員会(論点整理、点検手法整理)	} 分科会は適宜開催
6月	6/20(月) 第3回委員会 (各分科会等の検討中間報告、対策の検討・整理)	
7月	・委員会(委員会報告書完成・了承)	
8月	・地域防災計画、地震防災行動計画等の見直し方針案の作成(各課)	
9月	・見直し方針案を行動計画策定委員会や各計画の審議会等に提示し検討(各課)	
10月末	・計画の見直し終了(予定)(各課) ・(10/28 県地震防災の日前後) 総括地震防災フォーラムの開催	

震災対策検証委員会災害医療分科会設置要綱

(設置)

第1条 震災対策検証委員会設置要綱第5条の規定により、震災対策検証委員会に災害医療に関する事項を検証・点検するため、災害医療分科会（以下、「分科会」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 分科会の所管事務は、次のとおりとする。

- 一 大規模震災における災害医療対策について、岐阜県地震災害等医療救護計画が適切であるか検証・検討を行うことに関する事務
- 二 その他、上記に付随する事務

(組織)

第3条 分科会の委員は、別添のとおりとする。

- 2 分科会には座長を置き、座長は委員長が指名する。
- 3 座長は、分科会の事務を主宰する。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成24年3月31日までとする。

(会議の招集)

第5条 分科会の会議は、座長が招集する。

- 2 その他、座長は分科会委員以外の者に対して、必要に応じて分科会への参加を要請することができる。

(事務局)

第6条 震災対策検証委員会設置要綱第5条第2項の規定により、分科会の事務を処理するため、岐阜県健康福祉政策課に事務局を置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、分科会の議事その他の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月18日から施行する。

(別添)

委員

〈消防関係〉

足立 尚司 岐阜市消防本部消防長 (県消防長会会長)

川島 和美 郡上市消防本部消防長

〈災害医療関係〉

野田 俊之 県総合医療センター救命救急センター長

白子 隆志 高山赤十字病院救命救急センター長

小倉 真治 岐阜大学大学院教授 (救急・災害医学分野)

〈医療関係〉

松波 英一 (社)岐阜県病院協会会長

堀部 廉 (社)岐阜県医師会常務理事 (救急担当)

山村 均 (社)岐阜県精神科病院協会会長

西脇 孝彦 (社)岐阜県歯科医師会理事 (災害医療担当)

加藤 正純 (社)岐阜県薬剤師会 (防災対策委員長)

橋本 波枝 (社)岐阜県看護協会会長

計 11 名

岐阜県地震災害等医療(助産)救護計画の概要

目的

予想される東海地震等の地震災害による数多くの負傷者等へ医療(助産)を提供するため、県及び市町村は、医療(助産)救護体制を確立する。

基本的な考え方

- 1 県は市町村と連携して医療救護体制を確立し、医療救護活動に万全を期すため、岐阜県地震災害等医療(助産)救護計画(以下「医療救護計画」という。)を策定するものとする。
- 2 市町村は、管内で発生した大規模な地震災害において、医療救護計画に基づき、医療救護に関するマニュアルを作成し、医療救護体制を確立するものとする。
- 3 医療救護計画は、県下各地での甚大な被害の発生が予想される地震災害に対応することを想定して策定するものとする。
- 4 医療救護計画の策定に当たっては、現行の救急医療体制、医薬品等供給体制の活用を図るとともに、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、県歯科衛生士会、県歯科技工士会、医療機関及び県製薬協会、県医薬品卸協同組合、県赤十字血液センター等関係機関の全面的な協力を得るものとする。

医療救護の対象者と実施期間

対象者

- (1) 災害により負傷した者
- (2) 日常的に医療を必要とする患者
緊急に処置を必要とする脳卒中患者や、人工透析等医療を中断することにより生命の維持が困難となる者
- (3) 災害時における異常な状況下にて、ストレス等による情緒不安定等の症状が認められる者
- (4) 災害発生前後7日間に分べんした者、あるいは分べん予定日に当たり助産の必要な者

医療救護の実施期間

発災後における応急処置がおおむね完了するまでの間

医療救護体制

市町村の医療救護体制

- 1 医療救護施設の指定等
市町村は、被害想定に従い、救護所(又は救護所開設予定場所)、救護病院をあらかじめ指定するものとする。
- 2 搬送体制
市町村は、地域の実情にあわせて搬送区分に応じた搬送体制を整備するものとする。
- 3 市町村応援体制
他の市町村災害対策本部又は県災害対策支部は、被災した市町村の被害が拡大し、被害状況に対応できる医療救護体制がとることができない場合に、被災した市町村の要請に基づき医療救護活動の支援を行うこととする。
- 4 県災害対策支部(保健所)支援体制
県災害対策支部(保健所)は当該圏域での災害の規模に応じて、圏域内で完結できるよう発生した地震による被害が出ていない市町村に対して、派遣要請を行う。

広域(県)医療救護体制

県は、市町村では対応できない事態を想定し、医療救護活動の円滑な遂行を図るため、広域の医療救護体制を確立するものとする。

1 医療救護施設の整備

- (1) 広域災害・救急医療情報システムによる広域の医療救護体制
- (2) 災害拠点病院

区分	医療機関名	圏域	所在地
基幹災害医療センター	県総合医療センター	—	岐阜市
地域災害医療センター	岐阜赤十字病院	岐阜	岐阜市
	大垣市民病院	西濃	大垣市
	木沢記念病院	中濃	美濃加茂市
	中津川市民病院	東濃	中津川市
	高山赤十字病院	飛騨	高山市

(3) 救命救急センター

区分	医療機関名	圏域	所在地
救命救急センター	岐阜大学医学部附属病院	岐阜	岐阜市
	県総合医療センター	岐阜	岐阜市
	大垣市民病院	西濃	大垣市
	中濃厚生病院	中濃	関市
	県立多治見病院	東濃	多治見市
	高山赤十字病院	飛騨	高山市

2 広域的応援体制

県は、広域的にDMAT、医療救護班の派遣を行い、市町村の医療救護活動を支援するものとする。

3 重症患者の広域的な搬送

(1) 搬送患者の選定

負傷の程度等患者の状態及び処置能力を勘案して、当該救護施設の管理者及びDMAT、医療救護班の医師が行うものとする。

(2) 搬送の実施

重症患者の広域的な搬送は、地元消防機関の協力を得て実施するものとする。

4 国等に対する要請

県は、被害が想定以上の規模となった場合や救護施設自体に被害を生じた場合など、不測の事態の発生により県内の医療体制では対応できないと判断した場合には、国、他都道府県に対し、医療従事者の派遣等について要請するものとする。

医薬品等の確保・供給対策

県は、市町村独自では対応できない事態を想定し、医薬品等(医薬品、医療用具、衛生材料及び輸血用血液)の円滑な供給を図るため、関係機関と連携を図り、医療救護活動に必要な医薬品等の確保体制を確立するものとする。

1 供給の要請

救護所・救護病院 ⇒ 市町村災害対策本部 ⇒ 県災害対策本部

2 輸送

市町村災害対策本部は、救護所及び救護病院への輸送方法等を確保するものとするが、輸送方法等が確保できない場合は、県災害対策支部を経由して県災害対策本部に輸送手段の確保を要請するものとする。

3 薬剤師の派遣

(1) 市町村災害対策本部

救護所等での調剤、服薬指導及び医薬品等の保管管理等を行う薬剤師が必要となり、管内において薬剤師が確保できない場合は、県災害対策支部を経由して県災害対策本部に薬剤師の派遣を要請するものとする。

(2) 県災害対策本部

市町村災害対策本部から薬剤師の派遣要請を受けた場合は、県立病院に対し薬剤師の派遣を要請するものとする。